

議案第57号

さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例の
制定について

さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例を次の
ように定める。

令和2年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例
さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程（平成17年さいたま市条例
第119号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(学識経験委員の解任) 第16条 学識経験を有する者のうちから選任した 委員が、法第63条第4項第2号の規定に該当す ることとなったときは、市長は、当該委員を解任 するものとする。	(学識経験委員の解任) 第16条 学識経験を有する者のうちから選任した 委員が、法第63条第4項第2号又は第3号の規 定に該当することとなったときは、市長は、当該 委員を解任するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。